

別表3 大牟田水域に係る上乘せ排水基準

1 大牟田川（大牟田川港湾区域を除く。以下この表において同じ）及びこれに流入する公共用水域

業種（施設）	項目及び物質並びにその許容限度（単位 mg/L）										適用の日
	BOD	SS	n-Hex (鉱油類)	フェノール類	シアン 化合物	有機リン 化合物	Cd・ Cd 化合物	Pb・ Pb 化合物	Cr ⁶⁺ 化合物	As・ As 化合物	
し尿処理施設	45(30)	120(90)									
その他の施設	15(10)	100(70)	1	1	検出されないこと。	0.01	0.1	0.05	0.05		

2 大牟田川河口の中央を中心とする半径500mの円弧及び陸岸に囲まれた海域（大牟田川港湾区域を含む）並びにこれに流入する公共用水域（大牟田川及びこれに流入する公共用水域を除く）

業種（施設）	項目及び物質並びにその許容限度（単位 mg/L）						適用の日
	BOD	COD	SS	n-Hex (鉱油類)	フェノール類	Cd・ Cd 化合物	
特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く)の処理施設 (し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く)		120(100)	100(70)	3	1	0.01	
その他の施設	40(30)	40(30)	100(70)	1	1	0.01	

3 1及び2を除く大牟田水域

業種（施設）	項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)					適用の日
	BOD	COD	SS	n-Hex (鉱油類)	フェノール類	
① 下水道整備地域に所在する特定事業場						
全業種	30(20)	30(20)	100(70)			
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場(S48.4.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)						
非鉄金属製造業		40(30)	100(70)			
鉱業及び水洗炭業	70(50)	70(50)				
と畜業	120(90)					
し尿処理施設（合併処理に限る）	45(30)		120(90)			
動物系飼料製造業	120(90)		100(70)			
下水道終末処理施設	30(20)		100(70)			
その他の施設	120(90)	120(90)	150(120)			H2.4.1～
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場(S48.4.2以後に特定施設(これに相当する施設を含む)を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)						
し尿処理施設	45(30)		120(90)			
追加指定施設	120(90)	120(90)	150(120)			H2.4.1～
その他の施設	30(20)	30(20)	100(70)		1	1

備考

- 別表1の備考並びに別表2の備考2、11から15まで、17及び19の規定は、この表に掲げる上乘せ排水基準について準用する。
- 「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって昭和48年4月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。

- 3 「追加指定施設」とは、別表 2 の備考 4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。
- 4 2 の項においてその他の施設に係るカドミウム及びその化合物の許容限度は、非鉄金属製造業に係る特定事業場から排出される排出水に限って適用する。
- 5 「合併処理」は、昭和 55 年建設省告示による廃止前の建築基準法施行令の規定に基づきし尿浄化槽の構造を指定する件（昭和 44 年建設省告示第 1726 号。以下「廃止前の建設省告示」という。）に定めるところによる。
- 6 この表において「有機リン化合物」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。
- 7 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例第 4 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。